

＜背景・経緯＞

- 昨年台風第19号の被災地においては、住民の生活再建のために宅地内からの堆積土砂の排除が必要となった一方、市町村では堆積土砂排除事業の実施にあたって技術職員が足りない等の課題もみられた。
- 一方で、いくつかの被災自治体においては、こうした復旧対策に追われる中、今後の災害リスクもふまえて今回被災した市街地をどのように復興するべきかという、復興まちづくりの議論を同時並行的に行うこととなった。
- こうしたまちの復旧・復興を円滑に実施するためには、あらかじめ災害に備えた平時の事前準備が重要であり、市町村からは、先導的な取組を実施している地方公共団体のノウハウを知りたいなどのニーズがあるところ。

まちなかに堆積した土砂の排除（堆積土砂排除事業）



- ・ 台風19号では河川氾濫や土砂崩れ等によりまちなかに多量の土砂が堆積（写真：宮城県丸森町）。宅地における土砂の撤去に遅れが生じ、生活再建に支障。
- ・ 市町村による堆積土砂排除事業の実施にあたり、技術職員不足等の課題が発生。当該事業の経験を有する他の地方公共団体からの応援職員を派遣。

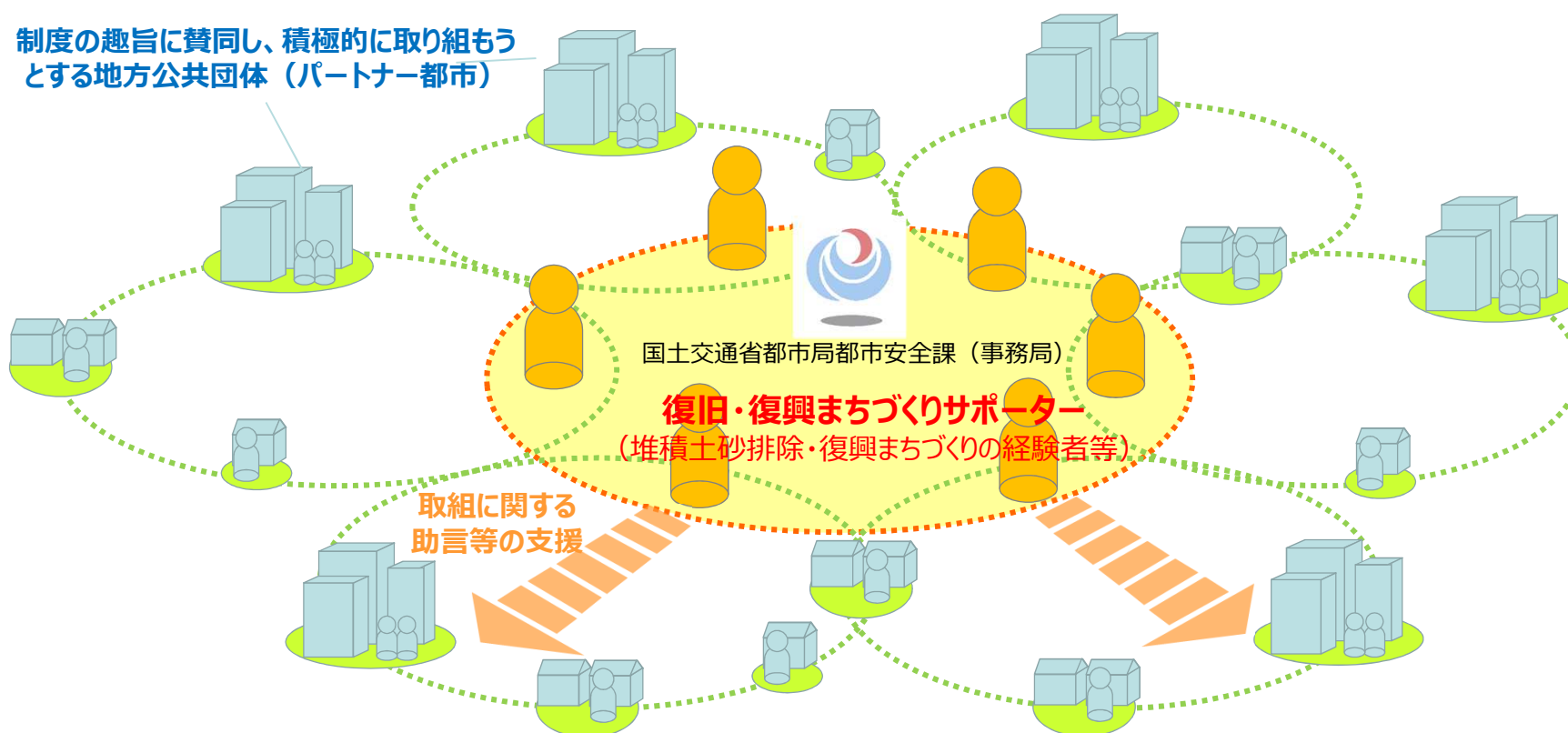
復興まちづくりのための事前準備



- ・ 復興まちづくりの体制や手順等を事前に検討しておくことで、被災時に早期かつ確に市街地復興計画を策定可能。
- ・ 「円滑な復興まちづくりへの推進会議（R2.1.20開催）」では、東日本大震災等における復興まちづくりの経験談や、先進的な事前準備の取組事例から教訓・ノウハウを得ようと約250名の自治体担当者等が参加。

<制度概要>

・「堆積土砂排除事業」「復興まちづくりのための事前準備」の2分野について、経験を有しており、他の地方公共団体へノウハウを伝授できる地方公共団体の職員及びOBを「復旧・復興まちづくりサポーター」として登録するとともに、サポーターからノウハウを受け継ぎ自らの対応力を高め、相互の意見交換等を通じて、全国的に取り組みを波及させる一助としたいと考える地方公共団体（「パートナー都市」）からなる「都市安全ネットワーク」を形成することで、全国における取り組みの推進・質の向上を図る。



サポーター及びパートナー都市からなる「都市安全ネットワーク」
（堆積土砂排除事業や復興まちづくりのための事前準備に関する情報共有等の連携の場）

1. 復旧・復興まちづくりサポーター

分野

- ・「堆積土砂排除事業」分野
- ・「復興まちづくりのための事前準備」分野

サポーターとなる方々

- ・当該分野について経験を有しており、他の地方公共団体へノウハウを伝授できる地方公共団体の職員またはOBであって、所属している地方公共団体から登録の申請があった者
- ・登録期間は2年（辞退の申し出がない場合は延長）

サポーターの役割

- ・他の地方公共団体に対する助言等による取組の支援
- ・セミナー・研修等の講師などによる知見・ノウハウの継承

2. 積極的に取り組もうとする地方公共団体（パートナー都市）

対象市町村

- ・制度の趣旨に賛同し、自らの市町村の対応力を高め、全国的に波及する一助としたいと考える地方公共団体

選定

- ・国の公募（年に1回）に対して応募

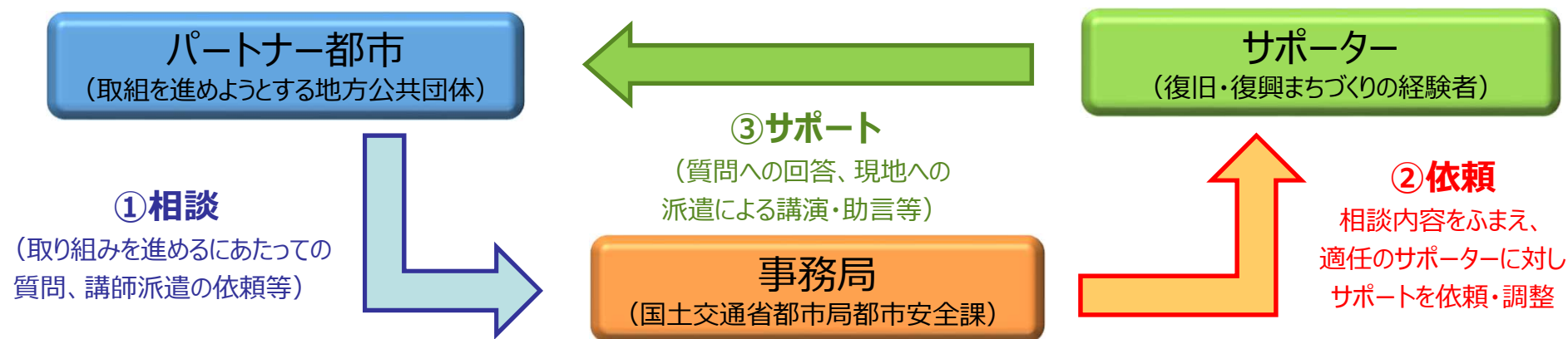
3. 具体的な活動内容

- ・パートナー都市からの相談に対して、事務局（国交省）がサポーターをマッチングし、サポーターが支援を実施
- ・連絡会議を開催し（原則毎年開催）、情報交換やノウハウの共有及び制度についての意見交換 等

復興まちづくり事前準備に取り組む地方公共団体への支援の流れ

■支援の流れ

- ① サポーターリストを参考に、パートナー都市より事務局に対して、質問票を提出
- ② 相談内容をふまえ、事務局において、適任のサポーターに対してサポートを依頼・調整
- ③ サポートの実施



■サポーターリストの例 ※国交省HPに掲載

(堆積土砂排除事業)

前田 英輝

兵庫県 神戸市建設局中央水環境センター管理課 課長

対応可能サポート

期間	復興まちづくり事前準備に係る実績	当時の所属
平成30年7月～12月	西日本豪雨からの復旧において、堆積土砂排除事業の活用にあたり、神戸市建設局 防災部防災課本庁課長職として従事	神戸市建設局 防災部防災課
令和元年12月	台風19号からの復旧において、堆積土砂排除事業の活用にあたり、神戸市建設局 防災部防災課 密城県丸森町へ応援職員として派遣	神戸市建設局 防災部防災課 (丸森町災害廃棄物対策室)

共有できる知識・経験、これから取り組む地方公共団体へのメッセージ

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）からの復旧における堆積土砂排除事業の活用経験を活かし、以下の内容について、他の地方公共団体に知見・ノウハウを共有できる。

① 堆積土砂排除事業の実施体制や手順、申請にあたっての留意点など ② 地元説明会等の住民対応

令和元年10月の台風19号災害からの復旧における国交省堆積土砂排除事業及び環境省運搬事業の活用経験を活かし、上記①に加えて、以下の内容について、他の地方公共団体に知見・ノウハウを共有できる。

③ 査定設計書作成にあたっての基本的考え方（土工・建設機械の組合せ・国交省事業及び環境省事業の積算上の按分率の考え方、土砂とガレキの分別作業の考え方・仮置場や分別場の設定のあり方など）

★所属自治体にて治山砂防事業や震災後の宅地復旧業務も経験済。民有地関係の災害復旧ならぜひお声掛け下さい！

(復興まちづくりのための事前準備)

畑 文隆

兵庫県 西宮市 環境局 環境事業部 産業廃棄物対策課長

対応可能サポート

期間	復興まちづくり事前準備に係る実績	当時の所属
平成7年3月～	阪神・淡路大震災からの復興に係る「南三陸町震災復興計画」、復興事業の都市計画決定及び事業計画画無形成・施行	西宮市 森貝区画整理事務所
平成20年4月～	阪神・淡路大震災からの復興において、富島農産復興土地区画整理事業（淡路市）等に関する指導・認可	兵庫県 市街地整備課
平成23年6月～	東日本大震災からの復興において、南三陸町震災復興計画策定、及び復興土地区画整理事業等の都市計画決定	宮城県南三陸町

共有できる知識・経験、これから取り組む地方公共団体へのメッセージ

① 阪神・淡路大震災からの復興に係る土地区画整理事業都市計画決定及び事業施行。
② 東日本大震災からの復興に係る「南三陸町震災復興計画」、復興事業の都市計画決定等
震災復興まちづくり計画策定等の業務経験を活かし、主に以下の内容について地方公共団体に知見・ノウハウを共有できる。
【技術士（建設部門・都市および地方計画）・土地区画整理士・防災士）
・復興まちづくりの体制、手順、復興まちづくりに活用した制度（土地区画整理事業、防災集団移転事業など）
・復興まちづくり計画における目標の検討手法、平時のうちに準備しておくべき事項
（参考）復興まちづくり事前準備担当者会議資料 2020.01.20（国土交通省）※復興まちづくりの意欲を伝える講演可能です。
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_bosai/content/001323683.pdf